

きょうとふ きんきゅうじたい とく
京都府の 緊急事態の 取り組み

ねん がつ にち
2021年5月28日

きょうとふ
京都府

きょうとふ きんきゅうじたい と く ないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

I ちいき きょうとふ
地域 京都府

II きかん ねん がつ にち がつ にち
期間 2021年6月1日～6月20日

III ねが
お願いすること

1. できるだけ 家^{いえ}に いてください
2. イベント^{いべんと}などを しないでください
3. 店^{みせ}や 建物^{たてもの}の 開^あけている時間^{じかん}を 短^{みじか}くする お知らせ^し
4. 仕事^{しごと}へ 行^いくこと など 会社^{かいしゃ}や 店^{みせ}をしている人^{ひと}への お願い^{ねが}
5. 電車^{でんしゃ}や バス^{ばす}などの 会社^{かいしゃ}への お願い^{ねが}
6. 一緒^{いっしょ}に住む人^{すひと}に 熱^{ねつ}があるなどの 症状^{しょうじょう}がある人^{ひと}へ お願い^{ねが}すること
7. 家^{いえ}の中^{なか}で 病^{びょう}気を 防^{ふせ}ぐために お願い^{ねが}すること
8. 会社^{かいしゃ}や学校^{がっこう}へ 行^いく時^{とき}に お願い^{ねが}すること

Ⅲ お願いすること

1 できるだけ家に いてください

(国の法律 (特措法第45条第1項) に 合わせた お願い)

- ・ 特に 午後8時から 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家に いてください。
- ・ 混んでいる場所や 時間を 避けて 行動すること。
- ・ 次の (1)～(3) の 店には 行かないで ください。
 - (1) 新型コロナウイルスに ならないために することが しっかりと 守られていない 店など
 - (2) 店を閉める お願い
 - (3) 開けている 時間を 短くする お願いが 守られていない 店など
- ・ 京都府の 外へは できるだけ 行かないで ください。
- ・ 路上・公園などで 皆で 集まって お酒を 飲むことなど 新型コロナウイルスに うつる可能性が 高いことは しないでください。

(国の法律 (特措法第24条第9項) に 合わせた お願い)

- ・ 病院や 年をとった人が 世話を してもらいながら 住む 場所などに 会いに 行くことは しないでください。
- ・ 熱がある人は、会社や 学校などへ 行かないでください。

2 イベントなどをしないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
(国の法律 (特措法第24条第9項))

いべんと するひと や 建物や 店を 管理する人は 以下の 内容を 守ってください。

にんずう じょうげん
【人数の上限】 5,000人以下

しゅうようりつ
【収容率】 収容定員の50%以下 収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>

しゅうようていじん き ばあい ひと ひと きょり 1m
収容定員が決められていない場合は人と人の距離(1m)を

じゅうぶん
十分に ってください

みせ あ じかん じ
【店などを開けてもよい時間】 21時まで

3 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ

飲食店<=飲んだり 食べたり する店>へのお願い（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

対象となる 店や建物	店や建物の説明	お願いする内容
飲食店など	<p>【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません）</p> <p>【遊興施設】カラオケボックス※などで食品衛生法の許可がある店</p> <p>【カラオケ】カラオケができる店（食品衛生法の許可がない店を含む）</p>	<p>お酒を出したり（お店を利用する人がお酒などを店へ持ってくることもしないください。）またはカラオケのある時</p> <p>お酒を出さないカラオケのない時</p> <p>店や建物を開ける時間を短くしてください。（午前5時～午後8時）</p>

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を お願いしません。ただし 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内することや お酒を出すこと カラオケは やめてください。

【店や建物を開けるために お願いすること】

（国の法律（特措法第45条第2項）に 合わせた お願い）

- ・ 働いている人が できるだけ 検査を 受けるように してください
- ・ 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などがある人は 店や建物に 入ることが できないようにする
- ・ 手や指の 消毒が できるようにしたり 店や建物の 消毒を する
- ・ マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせる

- ・ ただ正しい理由りゆうがないのに ますくマスクを つつけていない人は ひと入ることが はいできないようにする
- ・ へ部屋や たても建物の なか中の くうき空気を い入れ換える
- ・ あくりるばんアクリル板を お置いたり ひと人と ひと人との あいだ間を ひろ広くして ひまつかんせん飛沫感染 < = かいわ会話や せき咳や くしゃみくしゃみを するすると くち口から こま細かい つばつばや はなみず鼻水などが と飛びます。これを ひまつ飛沫と いいます。 うウイルスの はい入った ひまつ飛沫が め目・はな鼻・のど喉から はい入って かんせん感染することが ひまつかんせん飛沫感染です。 > を ふせ防ぐ
(くに国の法律 (ほうりつ特措法24条 とくそほう第9項 じょうだい) に あ合わせたもの)
- ・ はかCO2を きかい測る お機械を お置いたり ぎょうしゅべつ業種別ガイドライン < = しごと仕事の種類 しゅるいによって き決められている るルール > を まもしっかり守る
(くに国の法律 (ほうりつ特措法) いがい以外での ねがお願い)
- ・ びょうき病気を ひろ広げない と取り組みを くしていることを みせお店の ほホームページなどを つか使って みなさんみなさんに し知らせて くださいください。

いんしょくてん の た みせ いがい ねが くに ほくりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
 飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条 第9項に 合わせた お願い))

し ねが みせ たてもの ゆか めんせき ひろ みせ たてもの
 (1) 閉めることを お願いする 店や 建物 (床の面積が 1,000 m²より 広い 店や 建物)

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容	
		1,000 m ² より 広い	1,000 m ² まで
① 商業施設 しょうぎょうしせつ	だいきぼこうりてん ひゃっかてん しょっぴんぐせんたー 大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・ すーぱー スーパーなど	・お店を 開ける 時間を 短くします (平日は5時から20時まで) (国の法律以外でのお願い)	(国の法律以外でのお願い) ・お店を 開ける 時間を 短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)
② 遊戯施設 ゆうぎしせつ <= 遊ぶところ>	まーじゃんてん ぱちんこてん げーむせんたー マーじゃん店・パチンコ店・ゲームセンターなど	お店を 開ける 時間を 19時まで に します	・お店を 開ける 時間を 短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)
③ 遊興施設<=遊ぶところ> ゆうきょうしせつ あそ	こしつびでおてん らいぶはうす しゃてきじょう けいば 個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬の ちけつとうりば チケット売り場など	・土日は お店を 閉めること (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)	・お店を 開ける 時間を 短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)
④ サービスを提供する店 さーびす ていきょう みせ (生活に必要なサービスは含みません) せいかつ ひつよう さーびす	すーぱーせんとう ねいるさろん えすてさろん スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・ りらくぜーしょん リラクゼーションなど	・土日は お店を 閉めること (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)	・お店を 開ける 時間を 短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)

※ 病気を 広げないように してください。 (業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと守ってください)

(国の法律 (特措法) 以外での お願い)

※店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などがある人は 店や 建物に 入ることが できないようにして

ください。

※1,000㎡より ^{ひろ} 広い ^{しょうぎょうしせつ} 商業施設は、^{どにち} 土日に ^{ひと} 人が ^{あつ} 集まる ^{いべんとなど} イベント等を ^{おこな} 行わないで ください。

(^{せいかつ} 生活に必要な物:^{ひつよう} 食品、^{もの} 医薬品、^{しょくひん} 医療機器や ^{いやくひん} その他の ^{いりょうきき} 衛生用品、^{ほか} 再生医療等製品、^{えいせいようひん} 燃料、^{さいせいりりょうとうせいひん} 農業用資機材、^{ねんりょう} 化粧品、^{のうぎょうようしきざい} 衣料品、^{けしょうひん} 家電製品、^{いりょうひん} 本等)

※ ^{びょうき} 病気を ^{ひろ} 広げない ^{とく} 取り組みを ^{みせ} していることを ^{ほーむぺーじ} お店のホームページなどを ^{つか} 使って ^し みなさんに ^し 知らせて ください。

いんしょくてん の た みせ いが い ねが
 飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(2) イベントと 同じ内容の お願いをする店や 建物(建物の 大きさに 関係なく するお願い)

対象となる 店や建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容
① 劇場・映画館など	劇場・観覧場・演芸場・映画館・ プラネタリウム・ライブハウス など	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは 5,000人まで 収容率*50%の どちらも 守ること ・*収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>
② 集会・展示施設※	集会場・公会堂・展示場・貸会議室・ 文化会館・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を 開ける 時間を 21時までに します ただし、イベントをする 以外の 時は お店を 開ける 時間を 20時までに します
③ ホテル・旅館※	ホテル・旅館 (人の 集まる 場合 対して です。泊まる 部屋は 制限 しません。)	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン配信の場合は、店を 開ける 時間を 短くする 必要は ありません (国の 法律 (特措法) 以外での お願い) ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内 すること
④ 運動施設・遊技施設	体育館・スケート場・水泳場・屋内 テニスコート・柔道や剣道をするところ・ ボウリング場・スポーツジムホットヨガ・ ヨガスタジオ・野球場・ゴルフ場・陸上 競技場・屋外テニスコート・ゴルフ 練習場・バッティング練習場・ テーマパーク・遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に 入ることが できる人数は 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること 1000㎡以上：お店を 開ける 時間を 20時までに します 1000㎡以下：お店を 開ける 時間を 20時までに します ・オンライン配信の場合は、店を 開ける 時間を 短くする 必要は ありません (国の 法律 (特措法) 以外での お願い) ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内 すること
⑤ 博物館 など	博物館、美術館 など	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントをする 時は お店を 開ける 時間を 21時までに する

		こと
⑥ ^{けっこんしきじょう} 結婚式場	⑥ ^{けっこんしきじょう} 結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ・^{さけ}お酒を^だ出したり^{からおけ}カラオケを^{やめて}ください。(国の^{ほうりつ}法律 (^{とくそほうだい}特措法^{じょうだい}第45条^{こう}第2項)) ・^あ開けている^{じかん}時間を^{みじか}短くしてください。(午前5時～午後8時)(国の^{ごぜん}法律^じ(^{ごご}特措法^じ第45条^{こう}第2項)) ・1時間30分までで^お終わって^おください ・^{さんか}参加できる^{にんずう}人数は^{にん}50人までか^{たても}建物に^{はい}入れる^{にんずう}人数の^{わりあい}割合は^{50%}50% までで^おしてください
⑦ ^{そうさいじょう} 葬祭場	⑦ ^{そうさいじょう} 葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> ・^{くに}国の^{ほうりつ}法律^{いがい}以外での^{ねが}お願い ・^{さけ}お酒などを^{ださない}で^おください

※ ^{びょうき}病気を^{ひろ}広げないように^おしてください。(業種別ガイドライン< =仕事の^{しごと}種類^{しゆらい}によって^き決められている^るルール>を^{まも}しっかり守ってください)

※ ^{みせ}店や^{たても}建物に^き来た人が^{ひと}ひとつの^{ばしょ}場所に^{あつ}集まらないように^{あんない}案内し^{ねつ}熱や^{せき}咳などがある人は^{ひと}店や^{みせ}建物に^{たても}入ることが^{はい}できないようにする。

^{くに}国の^{ほうりつ}法律^{とくそほう}(^{いがい}特措法)以外での^{ねが}お願い

※ ^{びょうき}病気を^{ひろ}広げない^{とく}取り組みを^くしていることを^{みせ}お店の^{ほーむ}ホームページなどを^{つか}使って^しみなさんに^し知らせて^おください。

いんしょくてん の た みせ い が い ね が
 飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条 第9項に 合わせた お願い))

(3) その他

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容
①社会福祉施設など	ほいくしょ かいごろうじんふくしせつ 保育所・介護老人福祉施設など	びょうき しっかりと 病気になるないように すること
②学校・大学・学習塾など	ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつしえんがっこう 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・ だいがく せんしゅうがっこう かくしゅがっこう きょういく おこな 大学・専修学校・各種学校などの 教育を 行うところ・ じどうしゃきょうしゅうじょ がくしゅうじゅく 自動車教習所・学習塾など	くらぶかつどう ・クラブ活動を やめてください。 おんらいん つか ・オンラインを 使って ください。 がっこう きょういく ・学校での 教育を するために しっかりと かんせん ふせ べつし き 感染を 防ぐ。別紙1に 気をつける。
③図書館	としょかん 図書館	くに ほうりつ いが い ねが (国の法律 以外での お願い) き ひと 来た人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。
④物を 売っている店	すーぱー こんびに がそりんすたんど など スーパー コンビニ ガソリンスタンド など	かんせん ふせ しっかりと 感染を 防ぐ。
⑤サービスを 提供している 店 (生活に必要なサービスを している店)	せいかつ ひつよう さーびす 生活に必要なサービスを している店 (理容室<=美容院な ど 髪の毛を 切るところ>・せんとう ふるや かしいしょうや ふどう さんや しちや じゅうい くりーにんぐ かんこんそうさい しより 産屋・質屋・獣医・クリーニング・冠婚葬祭・ごみ処理 かんけい 関係など)	き ひと 来た人が ひとつの 場所に集まらない ように する。 さけ だ からおけ ・お酒を 出さない。カラオケを やめる。

※ びょうき ひろ
病気を 広げないように してください。(業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと守ってください)

4 仕事へ行くことなど

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条 第9項に 合わせた お願い))

・ 仕事は できるだけ テレワーク<=インターネット>を 使って 家などで 仕事を すること>
を してください。

できるだけ 休みを 取って「会社へ 行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を
目標に します。

・ どうしても しないと いけない 仕事 以外は 午後8時から 仕事を しないで ください。

・ 会社へ 行って 仕事を するときでも 会社が 決めた日・時間・自転車などで 行くようにし
て しっかりと 会社で 病気が 広がらないように してください。

・ 会社で 病気が 広がらないように してください。(部屋の 空気を入れ換えること。仕事で
外出することを 減らすために テレビ会議を 利用すること。働く人が 寮などの たくさ
んの人で 生活する 場所で 病気が 広がらないように すること。)
「三つの密」(<=部屋
の窓や ドアが 閉まっています。たくさんの 人が 1つの 場所に います。人と 近くで

はな びょうき かのうせい たか など こうどう
話します。>) や 病気になる 可能性が 高い「*5つの とき」等をしないように 行動して
ください。

かいしゃ なか しごと へ や きゆうけい へ や ふく きが へ や
・ 会社の中で、仕事をする 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋など
でも 病気が 広がらないように 気をつけてください。

かいしゃ みせ ぎょうしゅべつ が い ど ら い ん しごと しゅるい
・ 会社や お店などで、業種別ガイドライン< =仕事の種類に よって 決められている
ルール>を守って ください。

かいしゃ はたら ひと いえ しごと しごと い じかん い
・ 会社で 働く人が 家で仕事をしたり 仕事に行く 時間を ずらしたりしたい と言ったら
できるだけ そのお願いを 聞いてください。(病気が ひどくなる 可能性のある 人や 妊娠
している人や 一緒に住む人に そのような人が いる人)

*5つのとき

あたら ころ なう いる す びょうき 新しい コロナウイルスの 病気に なりやすい「5つの とき」

場面① お酒を 飲みながら 話をしたり ご飯を 食べたり するとき

- お酒を 飲むと 病気に ならないように 気をつけ ることが できなくなったり 大きな声で 話したり しやすいです。
- 狭くて 外の 空気が 入らない 場所に 長い時間 いたり たくさんの 人と 一緒に いたり すると 病気に なりやすいです。
- また 他の 人と 同じ グラスで 飲み物を 飲んだり 他の 人と 同じ 箸を 使っ たり することでも 病気に なりやすいです。



場面② たくさんの 人が 集まったり 長い 時間になっ たりして 飲んだり 食べたり するとき

他の 人と 食事を するときは 次の ことに 気をつけて ください。

- 少ない 人数で 食事を してください。
- 短い 時間で 食事を してください。
- 多い 人数で 飲んだり 食べたり すると 話すと きに 大きな声に なったり つばが 飛んだり する ことで 病気に なりやすいです。
- お酒を 飲むとき 行く お店は 1日に ひとつ だけ に してください。



場面③ マスクを つけ ないで 話を するとき

- マスクを つけ ないで 他の 人と 近くで 話を し たり 飲んだり すると つばが 飛ぶこと で 病気に なりやすいです。
- 他の 人と 一緒に 車や バスに 乗るときも マスクを つけて ください。



場面④ 狭い ところで 他の 人と 一緒に 住んで いるとき

- 狭い ところで 長い 時間 一緒に いると 病気に なりやすいです。
- 寮<← 同じ 学校に 行っ ている 人や 同じ 会社 で 仕事を している 人が 一緒に 住む ところ>の 部屋や トイレなど みんなで 使う ところ に いるときは 病気に なりやすいので 気をつ けて ください。



場面⑤ ある ところから 他の ところ に 行っ たとき

- 仕事の 間の 休憩<← 少 しの 間 休む こと>の 時間 に なったとき に 仕事を している ところから 他の ところ に 行く と 病気に なりやすいです。
- 休憩室<← 少 しの 間 休む 部屋>喫煙所<← たばこ を 吸う ところ>更衣室<← 服を 着替える ところ >などに 行くときは 気をつ けて ください。



5 電車やバスなどへのお願い

(国の法律(特措法 以外の お願い))

・地下鉄やバスなどの会社を している人は (1)～(3)に 協力してください。

(1) 一日で 最後に 出発する 電車の 時間を 早く すること

(2) ターミナル<=バスなどが たくさん 集まる場所>で 検温<=熱を 測ること>を すること

・会社や 店を している人は 建物の 外の ライトを 夜のあいだ 消して ください。
(安全の ための ライトは 含みません)

6 熱^{ねつ}がある人^{ひと}へ お願い^{ねが}すること

(国の法律^{くに ほうりつ} (特措法^{とくそほうだい}第45条^{じょうだい}第1項^{こう}) に 合わせ^あた お願い^{ねが})

- 熱^{ねつ}がある人等^{ひとなど} (熱^{ねつ}がある 咳^{せき}が 出^でる のどが 痛^{いた}い 息^{いき}が 苦^{くる}しい など) がある人^{ひと}は 必^{かなら}ず 仕^し事^{ごと}や 学^が校^{っこう}を 休^{やす}んで い^いつも 行^いっ^てい^る 病^{びょういん}院^{など}に 相^{そう}談^{だん}して くだ^さい。

(国の法律^{くに ほうりつ} (特措法^{とくそほうだい}第24条^{じょうだい}第9項^{こう}) に 合わせ^あた お願い^{ねが})

- 家^{いえ}で マス^まク^{すく}を して くだ^さい。手^てを 洗^{あら}っ^て くだ^さい。
- できる^{じぶん}だけ 自^へ分^やの 部^へ屋^やに いて 部^へ屋^やから 出^でない^{よう}に^して くだ^さい。み^みん^んな^なで 使^{つか}う ス^すペ^ース^すを 利^り用^{よう}する 回^{かい}数^{すう}は できる^{じぶん}だけ 少^{すく}なく^して くだ^さい。

7 一緒に住んでいる人に熱がある時のお願い

(国の法律(特措法第45条第1項)に合わせたお願い)

- 一緒に住んでいる人が新型コロナウイルスの病気になり、
*濃厚接触の可能性があるときは全員が14日間家にいてください。

(国の法律(特措法第24条第9項)に合わせたお願い)

- 一緒に住んでいる人に熱があるときは家の中でマスクをしてください。手を洗ってください。熱がある人が家で休むときは他の人と会わないように気を付けてください。
- 一緒に住んでいる人が行く職場や学校等でクラスター<=同じところで多くの人
病気になること(集団感染)>が発生したときも一緒に住んでいる人が熱を出したときと同じように気を付けてください。

8 家で 病気を 広げないための お願い

(国の法律(特措法24条第9項)に 合わせた お願い)

- 熱が 出ていないか 測るなど 身体の 調子に いつも 気をつけて ください。もし 身体の 調子が 悪くなったら 感じたら 必ず 熱が 出ていないか 測って ください。
- 家に 帰った 後は 石けんを 使って 手を 洗って アルコール消毒液を 使って 手や 指を 消毒して ください。
- ドアノブや 電気の スイッチなど 手で さわる 場所は よく 掃除するよう 気をつけて ください。
- 窓や ドアを 開けるなど 部屋の 空気を よく 入れ換えて ください。

9 会社や 学校に 行くときに 気をつけること

くに ほうりつ とくそ ほう じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法24条第9項)に 合わせた お願い)

でんしゃ ばす の かなら ますく
• 電車や バスに 乗るときは 必ず マスクをして ください。

でんしゃ ばす なか かいわ
• 電車や バスの 中では 会話をしないで ください。

じかん か かいしゃ しごと い ある じてんしゃ の ほか
• 時間を変えて 会社や 仕事に 行ったり 歩いたり 自転車に 乗ったりして 他の
ひと あ じかん すく
人と 会う 時間を 少なくするようにして ください。

はたら ひと からだ ちょうし わる やす びょうき ひろ
• 働いている人が 身体の 調子の 悪い ときは 休んでください。 病気が 広が
らないように 会社や お店をしている人は 気をつけて ください。

IV 開^あけている 時間^{じかん}を 短^{みじか}くする ことなどへの 応^{おうえん}援

国^{くに}の法律^{ほうりつ}（特^{とく}措^そ法^{ほう}）に 合^あわせて 建^{たて}物^{もの}や 店^{みせ}を 閉^しめること^あや 開^あけている時間^{じかん}を 短^{みじか}く した^{おうえん}ときは 応^{おうえん}援^{えん}します。

（参^{さん}考^{こう}） 緊^{きん}急^{きゅう}事^じ態^{たい}の 取^とり組^くみに ついて

京^{きょう}都^と府^ふに 住^すむ人^{ひと}や 会^{かい}社^{しゃ}や 店^{みせ}を して^している 人^{ひと}から^との 問^と合^あせ

【問^と合^あせ先^{さき}】 京^{きょう}都^と府^ふ 新^{しん}型^がコ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^す ガ^がイ^いド^どラ^らイ^いン^んト^う コ^こー^ール^るセ^せン^んタ^たー

【電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}】 075-414-5907 日^に本^{ほん}語^ごだ^だけ

【時^じ間^{かん}】 月^げ曜^つ日^び～金^{きん}曜^{よう}日^び 午^ご前^{ぜん}9^じ時^じ～午^ご後^ご5^じ時^じ

大学・高等学校・中学校などへのお願い

大学などへのお願い

(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

- 大学などで、できるだけオンライン授業を行ってください。学校に来る学生の数を50%以下にしてください。
- 大学ガイドラインをしっかりと守ってください。大学はガイドラインを守ることができる課外(クラブ・サークル)活動に許可を出してください。また、ほかの都道府県へ行くことは中止か延期してしっかりと病気を広めないようにしてください。できないときは病気を広げない取り組みをいっているかどうかルールをよく確認して行く前にPCR検査をして陰性<=病気でないこと>を確認してください。
- 京都府と国は大学で新型コロナウイルスモニタリング検査などをします。協力してください。
- 大学などの授業や課外活動の前や後などにみんなで食べたり飲んだりしないでください。(「きょうとマナー」を守ること)
- 学生寮でしっかりと病気を広めないことをしてください。
- 学生が次の行動をしないようにしてください。
 - 京都市では午後8時から京都府の他の地域では午後9時からレストランなどに行かないでください。
 - クラブやサークルなどでみんなで食べたり飲んだりしないこと。
 - たくさん的人数で行動したり友達の家泊ったり集まらないこと。
- 食べたり飲んだりするときもマスクを外して会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ねが
中学校・高等学校などへの お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えてください。また、学校から 家に 帰るときに 混まないように 1つの 授業時間を 短くしてください。このような方法で それぞれの 学校の 状況を 考えて 学校へ 行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けてください。
- ・ 中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の1~4を 守って 病気を 広げないように してください。
 - 1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
 - 2 学校の中だけで 活動すること。
 - 3 活動時間は 2時間以内 にと すること。
 - 4 泊まらないこと。
- ・ 大きな大会 (全国大会・近畿大会など) につながり 病気を 広げない 取り組みを している 大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加してください。